

# 山形県被災建築物

# 応急危険度判定 ○ Q 通信

第 11 号

平成20年1月9日

## 新潟県中越沖地震における被災建築物応急危険度判定活動について

新潟県土木部都市局建築住宅課 佐藤勝彦

### はじめに

この度の新潟県中越沖地震における全国からの御支援、とりわけ建築物の応急危険度判定活動においては、国土交通省、都道府県及び関係団体他多くの方から御支援、御協力をいただきこの誌面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

### 1 応急危険度判定活動について

今回の地震では、柏崎市、出雲崎町、刈羽村の3市町村から応急危険度判定士支援要請があり、判定活動は、地震発生当日の7月16日から、7月23日までの8日間にわたって延べ1,330班、2,758人の判定士により34,048棟の建物に対して行われました。

判定対象棟数や、結果の内訳は、前回の中越大震災と比較すると、ほぼ似たような割合となっています。また、今回の震災の特徴とも言える

- ・余震の発生回数が少なかった。
- ・判定活動対象市町村が少なかった。
- ・道路被害等の影響が比較的少なかった。

等の状況や、判定翌日より活動していただいた都道府県判定士の方々の御協力により、前回の中越大震災に比べ大幅な期間短縮を図ることができており、震災後の人命に関わる二次災害の防止を目的とした被災建築物応急危険度判定活動が迅速に実施されたと認識しております。

### ○危険度判定活動状況

	判定期間	判定士数	市町村数	判定棟数
中越沖地震	8日	2,758	3	34,048
中越大震災	18日	3,821	16	36,143

### ○応急危険度判定結果

	判定結果（上段：棟数、下段：％）		
	危険	要注意	調査済
中越沖地震	4,955 14.6%	8,943 26.3%	20,150 59.1%
中越大震災	5,243 14.5%	11,122 30.8%	19,778 54.7%



県外応援判定士の方々への事前説明状況（柏崎市）

### 2 成果と課題

#### 2.1 支援体制について

余震のある中、判定活動に取り組まれた判定士の皆様はもとより、判定活動をバックアップしていただいた国土交通省、都道府県及び関係機関のご尽力により、8日間という短期間のうちに34,048棟の応急危険度判定を行うことができました。これは全国6ブロックの各応急危険度判定協議会及び国土交通省の連携が緊密に行われた成果であると認識しております。

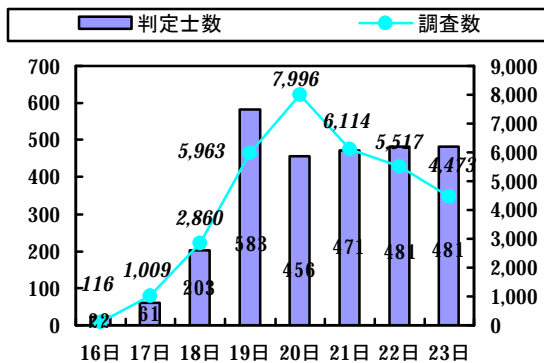
反面、隣県の中には所属ブロックが異なるために、第2次支援要請からの協力にならざるを得なかった県もあり、迅速さを求められる本活動において、第1次の広域支援は隣県で行う等の検討も必要ではないかと思えます。

支援本部	新潟県、市町村、(財)新潟県建築士会
広域支援	北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会 10都県建築物応急危険度判定協議会 中部圏被災建築物応急危険度判定協議会 近畿被災建築物応急危険度判定協議会 中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会
その他	国土交通省北陸地方整備局 国土交通省近畿地方整備局

#### 2.2 受け入れ態勢の整備

今回の判定活動において、国土交通省並びに各ブロック応急危険度判定協議会から派遣された延べ2,328人の判定士の方々に御協力いただきましたが、支援要請を3回に分けて行ったことで、各協議会等での支援体制を混乱させてしまいました。主な理由としては、受け入れ態勢の整備不足と、全体計画の変更が挙げられます。

いくら支援体制が整っていたとしても受け入れ側の体制に不備があれば機能しません。本活動の実施主体である被災市町村においては、被災直後の混乱した状況の中、迅速にかつ的確に判定体制を確立する必要があり、支援要請を前提とした日頃の備えが非常に重要であることがわかりました。また、支援本部である県においても広域支援を踏まえた宿泊先のリストアップや、移動手段、道路被害状況の把握等、判定活動がより円滑に行われるために必要な情報の収集、発信等を的確に行う必要があります。このためには被災市町村やその他の市町村との密な連携が必要不可欠であり、今後各市町村と体制の整備を図ってまいりたいと考えております。



#### 8日間の判定士数と調査数

16～19日：第1次支援要請

19～21日：第2次支援要請

22～23日：第3次支援要請

### 2.3 応急危険度判定の周知

阪神・淡路大震災を踏まえ、活動実績を重ねてきた本判定活動は、建築物の所有者から判定をしてほしいという声が挙がるなど、その認知度は確実に高まっていることがうかがえます。

しかし、「応急危険度判定」の内容については、調査時にパンフレットの配布による周知や、防災放送での周知に努めていたにもかかわらず、依然として「災害証明のための家屋調査と混同されている方や、判定結果が家屋以外も含めた全体的な判断であることを理解されていない方が多く、新聞報道等でも取り上げられました。

判定の目的は余震等による二次被害から住民を守ることにありますが、住民にとって最も必要な情報は、どこをどう修理すれば安全なのか、いくら掛かるのかといった「被害度」を含めた情報ではないかと感じました。

このためには、これまで以上に住民に対する判定後のフォロー体制等の充実を図っていく他に、災害証明のための家屋調査を含めた円滑な活動の方向性等について、検討する必要があると思います。

判定結果については、「危険」とされた住宅でも、適切な補修等により継続使用可能な物件も多くあったにもかかわらず、建物に対する「危険」と、ブロック塀、空調室外機等などの被害による建物以外の「危険」が同じ赤紙で表示されていることから、「危険」＝「使用不可」と誤解された方もいたようです。

本来であれば、判定内容等について所有者等に逐次説明しながら行うのが最良ですが、被災した建物を可能な限り早急に判定する目的からも、判定時での詳細な説明等については困難であり、日頃のパンフレット、広報誌での紹介や、震災時での相談対応の充実等、住民と十分なコミュニケーションを図っていく必要があります。



判定内容について住民に説明する判定士（柏崎市）

### 2.4 被災建築物におけるアスベスト対応

アスベストは、飛散時の危険性や、マスメディア等により、多くの方に認知され、関心も高まっている状況にあります。

このため被災建築物におけるアスベスト対策等については、調査内容に対するさらなる周知の徹底が必要であると思います。

また、調査者のみならず、付近住民へのばく露対策や、所有者をはじめとした付近住民への調査結果の周知方法等についても十分検討が必要である他、調査後の行政側の対応や、所有者、周辺住民に対するフォロー体制の確立など関係部局間における連携体制等についても十分な整備が必要であると思います。

### 3 おわりに

3年の間に2度の震災を経験し、改めて建築物の耐震化をはじめ、被災建築物応急危険度判定等に関する地震防災対策の重要性を認識したところです。この度重なる大震災で多大な犠牲の下に得られた多くの教訓については、今後の耐震、防災対策に生かしてまいりたいと考えております。今後とも本県の建築行政につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## Q&Aコーナー

※Q&Aの番号は過去のOQ通信からの通し番号です。過去のバックナンバーは本協議会ホームページからダウンロードできます。

<p><b>Q 4 6</b> 今年の様に酷暑の場合または、冬場の日没が早い場合など活動時間の延長・短縮について各判定士の判断で変更する事は可能か。</p>	<p><b>A 4 6</b> 夏場・冬場等の様に、判定活動を行う時間帯の制約や気象状況により困難な場合がありますが、担当した範囲を判定実施本部の設定した時間内に判定活動を終え帰着を基本としますので、各判定士の判断で活動範囲・時間の変更はできません。しかし応急危険度判定は判定士の安全を第一に考えていますので、判定活動中に体調に異変が生じた場合等は直ちに活動を中止し本部に連絡を入れ、応急処置を受ける等、無理な判定活動はしないでください。</p>
<p><b>Q 4 7</b> 一つの敷地に判定対象建築物の他に複数の建築物（例えば、住宅・倉庫・車庫等）が混在している場合に、全てを判定する必要があるのか。</p>	<p><b>A 4 7</b> 被災状況や実施体制によって、判定実施本部が定める判定対象建築物が判定となりますが、隣接する判定対象外建築物の倒壊により調査対象建築物に被害を及ぼす場合には、対象外建築物であっても判定を行なってください。</p>
<p><b>Q 4 8</b> 通常二人一組で判定活動を行なうこととしているが、判定士が三人一組とするとか、逆に判定士一名補助員一名でも判定活動することが可能か。</p>	<p><b>A 4 8</b> 判定士三名の場合、二名が判定活動を、残る一名が住民対応に従事するなどについては支障ありません。ご存じのとおり判定活動は判定士二名で客観的な判定を行うこととしていますので、判定士一名・補助員一名での判定活動は行えません。</p>
<p><b>Q 4 9</b> 所有者・居住者が留守の場合に無断で敷地若しくは家屋内に立ち入り、判定活動をすることが許されるか。</p>	<p><b>A 4 9</b> 応急危険度判定を行なう状況下では居住者が避難して不在の場合がありますが、応急危険度判定制度は居住者のみならず通行人等への二次災害防止の目的がありますので、居住者が留守の場合でも応急危険度判定を実施して下さい。</p>
<p><b>Q 5 0</b> 判定ステッカーを家屋へ貼り付けたところ、建物所有者より「いつまで貼り付けておくのか、またその処分は」と聞かれたが如何に回答すべきか。</p>	<p><b>A 5 0</b> 通常の場合は、判定実施本部が応急危険度判定により用が足りたと判断した時点までは掲示が必要で、具体的に期間の定めはありませんのでステッカーに記載されている連絡先へ確認して頂くよう説明してください。また、判定ステッカーについては、各建築物の所有者・使用者で処分を依頼してください。</p>

- 全国被災建築物応急危険度判定では住民の方、判定士の方、行政庁関係者に向けて情報発信のためのホームページを開設しています。応急危険度判定制度の概要から協議会の構成、過去の判定活動報告、OQ通信バックナンバー、Q&Aなど応急危険度判定を知る上で有益なコンテンツを揃えています。

アドレスは下記↓

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Ji/mukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>



## OQクイズ

この鉄筋コンクリート造建築物の柱の損傷度は？（答えは最終ページ）

- ①損傷度Ⅲ ②損傷度Ⅳ ③損傷度Ⅴ



（被害状況）

- ・梁端部に大きな斜めひび割れが見られコンクリートが剥落し、主筋が露出している。
- ・主筋で囲まれた内部コンクリートにひび割れが見られる。
- ・柱の被災は軽微なひび割れが数本生じている。

## 解説コーナー

### 震災発生から参集まで、判定支援活動に参加する判定士の行動・心構え

茨城県土木部都市局建築指導課 飯塚貴裕

ここでは、応急危険度判定士が、他県等で震災が発生した場合に、判定支援活動のため、震災発生から判定現場に参集するまでの流れや心構えなど、基本的な事項について解説します。

#### 1. 情報の収集

震災が発生した場合には、まず情報収集をすることが大切です。テレビ、ラジオ等で発生場所、被害状況などを確認し、判定活動の心構えをします。

#### 2. 協力要請

判定支援班(都道府県等)から協力要請を受けた場合は、以下のことを考慮して参加意思を決定してください。

○判定支援活動への協力は強制されるものではないので、家族や勤務先等とよく相談する。

#### 3. 参加意思の決定

判定支援活動に参加することを決めたら、その旨を判定支援班(または連絡のあった建築関係団体等)に伝え、以下の事項を確認してください。特に電話連絡の場合は復唱し確認します。

- 参集日時 ○ 判定従事期間
- 参集場所 ○ 移動方法
- 特に持参すべき携行品

#### 4. 判定活動参加の準備

判定活動を行ううえ、また被災地に滞在する上で必要なものを確認します。

- 判定士認定証(判定士手帳)
- 筆記用具 ○ ヘルメット
- 健康保険証の写し ○ 雨具
- 携帯電話

(頻繁に使用します。充電器も忘れずに)

- ナップザック ○ コンベックス

#### 5. 出発前にしておくこと

まず、勤務先や家族にスケジュールを伝えましょう。また、夜中に出発して朝から判定活動ということもありますので、できるだけ体を休めておきましょう。仮眠を取っておくことをおすすめます。

#### 6. 出発

自動車で移動する場合、何人かで1台の自動車に乗り込みます。遠隔地の場合、運転はできるだけ交代し、疲労を蓄積しないようにしましょう。

被災地までの高速道路通行方法なども支援班に確認しておきます。また、被災地の交通状況は支援班とこまめに連絡を取り確認しましょう。

#### 7. 判定活動の集合場所への参集

判定支援活動の参集場所に到着したら、判定実施本部の指示に従い、判定支援活動を行ってください。

<特に注意すべき点>

判定支援活動に参加することが決まると、特に判定支援への使命感から興奮状態になることがあります。

## 山形県からの情報コーナー

<全国詳細版は(財)日本建築防災協会HPに掲載>

○山形県の応急危険度判定士は19年3月末で1,300名ほど登録されていますが、更新時に再登録する方が減少しているため今年も新規登録者を養成する必要があります。今年2月27日に講習会を開催する予定で更新対象の方も希望者は受講可能です。詳しくは建築住宅課のHPをご覧ください。

○平成19年は3月に能登半島地震、7月に新潟県中越沖地震と北陸地方に大地震が発生しました。中越沖地震で最も被害が大きかった柏崎市では多数の判定士が活動し、山形県からも県及び市職員の行政判定士19名が翌日から派遣されて判定活動を行ってきました。また、9月には罹災証明

発行のための家屋被害調査に応援として、県職員16名を7日間派遣し調査活動を行いました。

- 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会では、応急危険度判定で協定を締結している建築士会との連絡会議において各支部と判定士との連絡体制の確立に向けて作業を行っています。中越地震の教訓によれば、携帯電話の活用が効果的であることから、今後は判定士の携帯メール登録を推進していく方向で検討しています。
- 近年、応急危険度判定の重要性が理解してもらえるようになり嬉しく思います。応急危険度判定活動の要請がありましたらご協力願います。

問い合わせ先 : 山形県土木部建築住宅課

TEL.023-630-2433

FAX.023-630-2672

発行/全国被災建築物応急危険度判定協議会、山形県

### 0Qクイズの答え: ②損傷度Ⅳ

被害状況から、梁の損傷度はⅣですが柱よりも梁の損傷度が大きい場合、梁の両側の柱の損傷度は梁の損傷度に読み替えるため柱の損傷度もⅣとなります。